

## ◆特集 脱原発、福島を忘れない

再稼働を進め、汚染を世界にばらまく日本政府は我々をどこに導くのか

脱原発弁護団全国連絡会

海渡 雄一



高市首相の飲み友達の尾上定正内閣総理大臣

補佐官が「日本は核保有すべきだ」と発言

高市首相による「台湾有事」発言につづいて、25年12月に安全保障を担当する日本政府高官が「日本は核保有すべきだ」と発言した。尾上定正内閣総理大臣補佐官（国家安全保障に関する重要政策及び核軍縮・不拡散問題担当）の発言だとされている。自衛隊制服組最高幹部から官邸入りした人物である。高市氏は自身の2022年4月12日付コラムで「古くからの飲み友達であり、同じ奈良県出身者でもある」と紹介している。昨年5月17日には日本会議系の「日本女性の会北海道」では、高市氏と尾上氏が二人で講演している。

官邸のホームページによれば、同氏は、その12月に三菱重工、川崎重工、三菱電機を相次いで訪問している。同補佐官は野党や自民党内からも更迭論が出る中で、1

月14日現在で更迭されていない。日本有数の武器産業会社と核保有すべきだという首相補佐官が何を話したのか、衆院解散の前に国会で明らかにされる機会が欲しかった。

中部電力・データ偽造が示す

原子力規制委員会の機能不全

2026年1月、浜岡原発の基準地震動の策定のためのデータに不正があったことが、内部通報により発覚した。通報がなされたのは2025年2月、公表が約1年も遅れたのは、柏崎、泊の再稼働に影響させないためだろう。

基準地震動のデータは、原発の安全性に直結し、全国の裁判所で起こされている原発運転差し止め訴訟で焦点となってきた。浜岡原発の再稼働が認められないのは

当然だが、全国の前発で基準地震動のデータ不正の可能性が否定できなくなった。規制委はすべての前発で再調査すべきだが、早々に「他の前発の調査はしない」と会見で述べた。そもそも規制委が中部電力に元データを提出させて地震動の再現計算をして確かめる能力がないことが問題だ。原子力基盤機構を合体して、規制委にデータのチェックまでできるようにしたという触れ込みは真つ赤な嘘だったのだ。規制委には原子力の安全性を担保する能力がないことがあきらかとなった。地震活動期に入った日本列島で前発の稼働をつづけければ、次なる破局的な事故は避けられないだろう。

### 司法は、原子力カムの誤りを免罪するのか！

福島前発事故を引き起こし業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力旧幹部の刑事責任は、最高裁で無罪が確定した（2025年3月）。13兆円の支払いを命じた株代表訴訟・東京地裁商事部判決は、東京高裁で破棄された（2025年6月）。現在上告中・三浦守裁判長の最高裁第2小法廷に係属している。事故についての国家賠償責任は2022年6月17日、最高裁判決によって否定された（第2小法廷、ただし三浦守判事による反対

意見あり）。このような東電役員の事故責任の免責は、役員の責任感を麻痺させ、次の過酷事故を準備するものだ。

前発再稼働を止める司法判断は2011年以降9年に及んだが、最近では住民の敗訴がつづき、司法も政府の原子力推進に深く付たくしているとみるほかない。

### 福島第一前発の廃炉作業は

#### 軍民デュアルユース技術の実験場

政府・東電は、福島第一前発の廃炉を2051年までに完了する目標を掲げているが、燃料デブリ（溶け落ちた核燃料）の本格取り出しが遅れており、37年以降にずれ込む見通しだ。そもそも取り出し作業自体が、大量の被ばく労働を産み出す悪手で、このまま石棺化するのが合理的だ。

福島第一前発事故の処理コストは、政府試算で約23・8兆円（24年時点）に膨らんでいる（廃炉、賠償、除染、中間貯蔵などの費用）。廃炉の最大の不確定要素である継続的な汚染水の産出すら止められていない。最終的には35〜81兆円に達するという民間の試算もある。このうち東電の負担は16兆円超、残りは国が「交付国

## ◆特集 脱原発、福島を忘れない

債」で支援し、電気料金による国民負担も発生している。そして、廃炉ビジネスはドローン・ロボットや核戦争下でも稼働できる装甲車のような軍民両用技術の実験場となっている。

### 全国・全世界に放射性物質をばらまく日本政府

ひとたび大事故を引き起こすと、多くの住民と労働者を被ばくさせ、健康被害を引き起こし、広大な地域を人が住めないような環境に変えてしまう原発を、なぜ進めるのか。他により低コストで、合理的な発電方法として水力、風力、太陽光などの再エネが存在するのに、あえてこれらを選択せず、新型原発の開発や廃炉ビジネスに国の予算を投下しつづける日本政府の政策はまことに異様である。

そしていま、日本政府は、福島原発が引き起こした放射性物質による環境汚染を、全国民、全世界の市民が引き受けるべきであるとも考えているかのよう、前代未聞の方策を取り始めている。そして、これらの政策に反対するものには「福島復興に敵対する風評加害者」のレッテルを張る電通主導の広告キャンペーンがくり広げられる。

そもそも、汚染物質に対する環境対策の基本は、人間・生物環境からこれを隔離することである。ところが日本政府は、このような当たり前の環境政策の原則を無視し、2023年秋から「ALPS処理汚染水」の海洋放出を始めた。処理したといっても、トリチウム、炭素14（放射性炭素）などはまったく取り除かれず、ストロンチウムやプルトニウム、セシウムなどの放射性物質が残り、そのままでは環境基準を超える莫大な量のALPS処理汚染水を海水で希釈して太平洋に放出してしまうというのである。多くの住民が福島地方裁判所に差し止め訴訟を提起し、南太平洋や韓国、アメリカなどの市民からも連帯の声が寄せられている。全世界の海はつながっており、世界の人間、生物の共通の生存のよりどころである。海にどんなに低レベルのものであっても放射性物質を投棄することは、日本政府も批准しているロンドン条約に明確に違反している。

さらに、日本政府は2025年、福島第一原発事故後の除染作業で発生した除去土壌（放射能に汚染された土壌）を全国の公共事業等で「復興再生利用」するため、放射性物質汚染対処特別措置法施行規則の一部を改正する省令を定め、告示でセシウム8千ベクレル/kg以下の除去土壌を復興再生利用に用いることができることと

除染の流れ イメージ図



して4つの案を明らかにした。①容量を減らさない、②ふるい分けする、③②＋熱処理、④②＋③＋飛灰洗浄処理の4つで、1kgあたりの放射性物質の量は、順に、①数万ベクレル、②数万ベクレル、③②＋③＋飛灰洗浄、④数万ベクレルと試算された。最終処分量、および、

した。  
1400万m<sup>3</sup>  
(2024年12月時点)の大量の汚染土が双葉町と大熊町にまたがる1600haという広大な地域に貯蔵されている。そして、それは2045年3月までに福島県外に搬出することが法律で決まっている。

環境省は2025年2月7日、汚染土の最終処分する方法として、①なら、約210万〜310万m<sup>3</sup>で約30〜50ha、④ならば約5万〜10万m<sup>3</sup>で約2〜3haとなる。しかし、このような政策は政府のこれまでの放射性廃棄物の処分政策にも反している。「原子炉等規制法」では、原子力施設から出る廃棄物のクリアランスレベル(放射性廃棄物として扱わなくてよいレベル)は100ベクレル/kgのままである。ところが、2011年8月に成立させた「除染特措法」(「放射性物質汚染対処特別措置法」)によって「事故由来放射性物質」は8000ベクレル/kgにクリアランスレベルが引き上げられている。

環境から隔離しなければならない汚染物質を行政がみずから全国の公共事業の現場にばらまき、その過程で、莫大な労働者被ばくを産み出し、地域住民に被ばくを押し付ける政策は環境犯罪というほかない。

いまや、原子力の推進を止める闘いは、次なる破滅的な事故と歯止めなき環境汚染から日本と世界を救うだけでなく、日本の核武装に反対する闘いとしても展開する必要がある。その時機が来た。

(かいど ゆういち)